

盛岡市立保育所民営化計画・第5次民営化実施計画

令和 7 年 3 月 31 日市長決裁

盛岡市立保育所民営化計画に基づき、次のとおり、「第 5 次民営化実施計画（以下「第 5 次計画」という。）」を策定しました。

1 第 5 次計画の期間

第 5 次計画は、令和 8 年度から令和 14 年度までの 7 年間を計画期間とします。

2 対象保育所選定の基本的な考え方

第 5 次計画において、民営化の移行対象とする保育所の選定については、現行の公立保育所における地域性や現施設の状況等を勘案した上で、次の条件を概ね満たす保育所を選定することとします。

- (1) 現行施設の老朽化が進んでいること。
- (2) 近隣に保育所等があり、通園に係る保護者の利便性が担保されること。
- (3) 移管を希望する社会福祉法人等が複数あり、競争性が確保されること。

3 対象保育所の現況と選定理由

第 5 次計画期間における民営化移行の対象保育所は次の 2 園とし、実施方式は統合（在園児受入れ）方式とします。

保育所名 (所在地)	開設年 施設建築年	敷地面積	建物面積 (構造)	保育園 の定員	保育開始 年齢
あべたて保育園 (安倍館町 14-40)	昭和 44 年	1,403 m ²	298.16 m ² (木造)	45 人	満 1 歳
主な選定理由	・老朽化が進んでいる。 ・近隣に保育所等があり、保護者の利便性が担保される。 ・移管希望法人が複数ある。				
さくらがおか保育園 (山岸三丁目 20-1)	昭和 51 年	1,677 m ²	455.76 m ² (木造)	45 人	満 1 歳
主な選定理由	・老朽化が進んでいる。 ・近隣に保育所等があり、保護者の利便性が担保される。 ・移管希望法人が複数ある。				

4 移行時期について

第5次計画期間における移行時期は、次のとおりとします。

ただし、移管先法人決定後から民営化移行までの期間において、保護者、移管先法人及び市の3者で合意された場合、民営化移行年度を前倒しすることがあります。

対象保育所	移行年度
あべたて保育園	令和12年度
さくらがおか保育園	令和13年度

5 移行により新たに実施する保育サービス

(1) 特別保育の実施

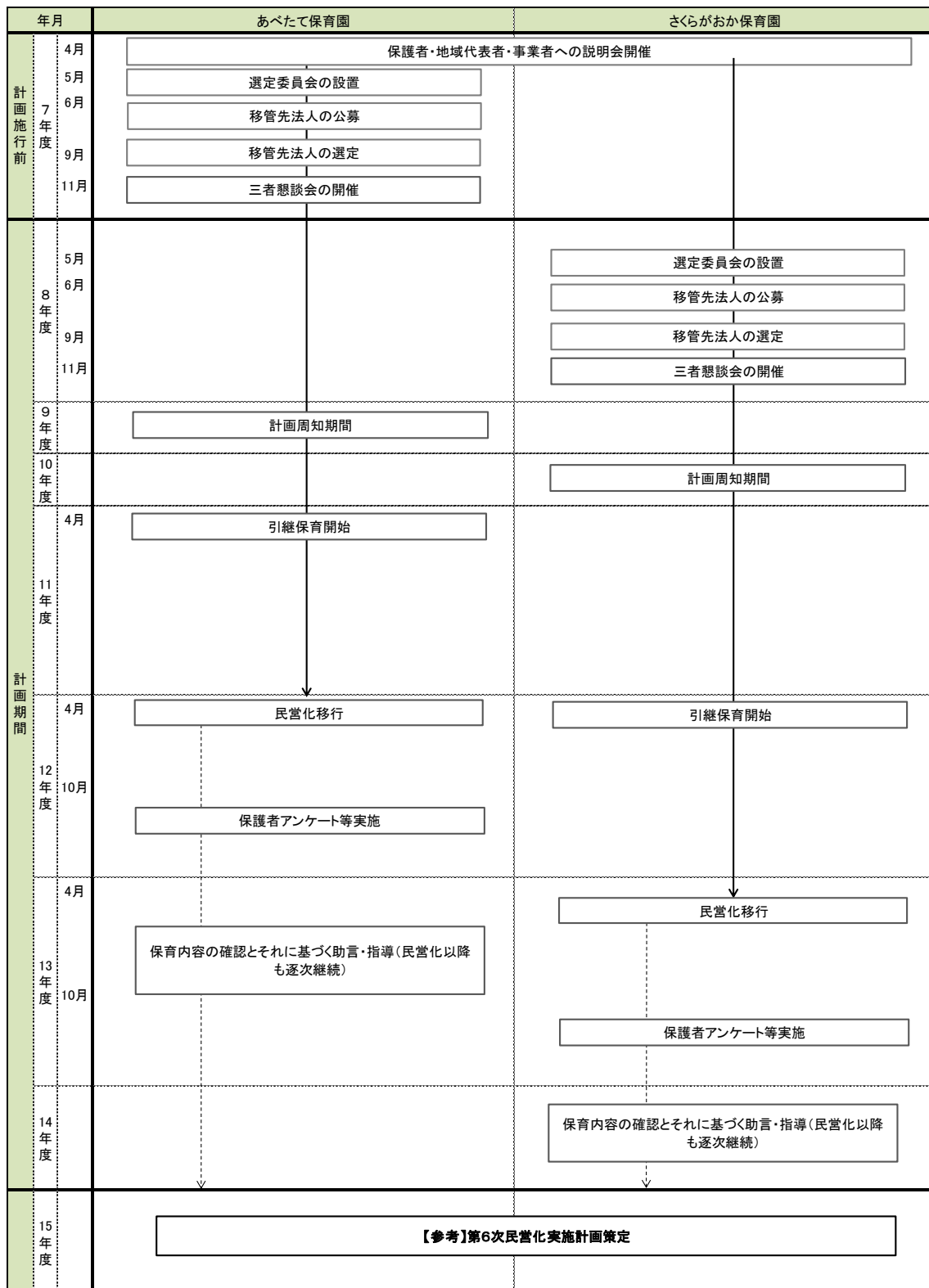
「一時預かり」、「体調不良児型病児保育」などの特別保育事業について、移行時点の当該地域における保育需要の動向を踏まえ、移管先法人との協議により可能な事業の実施を検討するなど、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

(2) 地域における子育て支援の充実を図る

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和や、こどもの健やかな育ちを支援するため、移管先法人との協議により、対象施設への地域子育て支援拠点事業の設置を推進します。

6 第5次計画の工程

第5次計画は、次の工程のとおり進めることとします。



7 第5次計画の進捗管理と見直しなど

適宜、工程の進捗状況を管理しながら、円滑な移行に努めます。

なお、社会経済情勢の急激な変化やその他不測の事態が生じた場合には、第5次計画を見直す場合があります。

8 課題の整理と公立保育所のあり方の検討

民営化を進める上で、次のような課題があることから、課題を整理し、公立保育所のあり方も含め、対応策を検討します。

(1) 公立保育所の老朽化

【課題】

民営化計画の策定以降、公立保育所の施設整備は、民営化事業の中で実施してきましたが、残る公立保育所のほぼ全園が老朽化しており、保育環境の改善が必要な状況となっています。より良い保育環境と安全確保のため、施設修繕等の方向性について、検討が必要となっています。

【検討の方向性】

より良い保育環境と安全確保のため、施設修繕等の方向性について、方法を含め、検討していきます。

(2) 医療的ケア児や障がい児等の受入れ

【課題】

医療的ケア児や障がい児等の保育ニーズが増加傾向にありますが、当該児童の受入れについては、医療対応のできる看護師等の常駐や施設面での整備が必要であることから、私立保育施設ではニーズを充足できず、公立保育所での受け入れが求められています。

【検討の方向性】

医療的ケア児や障がい児等の保育ニーズの充足に向け、人員や施設面を含め、公立保育所と私立保育所等の連携による受入れ体制のあり方について、私立保育所等と協議を進めます。

(3) 災害等非常時の代替保育への対応

【課題】

近年の激甚化する風水害等の大規模災害が発生した場合の非常時において、被災した施設の代替保育について、公立保育所が中心的な役割を担う必要があります。

【検討の方向性】

非常時においても保育が継続されるよう、代替保育等の受け皿の確保に向けた公立保育所と私立保育所等との連携による保育体制のあり方について、検討を進めます。

(4) 少子化が進む地域における保育の提供

【課題】

少子化が進む地域においては、児童数に応じた交付金等により運営している私立保育施設では、経営が安定せず運営が難しいことが予想されます。

【検討の方向性】

少子化の著しい地域においても、ニーズに対する継続的な保育の提供は必要であるため、保育の継続実施に向けた市の持つべき役割について、検討していくこととします。

(5) 公立保育所の職員の処遇等について

【課題】

公立保育所に勤務している職員に関しては、退職者不補充を原則とし、対象保育所に勤務している職員を他の部署に配置換えすることなどにより、民営化を進めることとしてきました。

民営化を始めてから、長期間経過しているため、職員の年齢構成は、当初と比べ、大きく変化しており、定年延長の影響も加わり、今後更に平均年齢が上昇することが見込まれます。

【検討の方向性】

現状を鑑み、公立保育所の職員の今後の処遇等について、検討していくこととします。